

江田島市やすらぎ交流農園利用者募集要項

宿泊施設付滞在型農園のご案内

江田島市は、自然との共生・都市との交流による「海生交流都市」を目指すまちです。江田島市やすらぎ交流農園は、江田島市の西に位置し、目の前には海水浴場が広がり遊泳や釣りなどのアクティビティが楽しめるほか、夕日に照らされる海の光景は、まるで絵を見るようで絶景です。

この美しい自然にふれながら、ドイツのクラインガルテンをイメージしたこの施設で、のどかな農村体験ができる農園を通じてやすらぎと潤いのあるライフスタイルを楽しんでみませんか？



1 施設概要

江田島市やすらぎ交流農園は、瀬戸内海特有の温暖な気候に恵まれ、青く広がる海と空、波穏やかな瀬戸の多島美が広がる海岸に隣接した場所に位置し、ラウベと農場が整備されています。

(1) 施設の名称

江田島市やすらぎ交流農園

(2) 所在地

広島県江田島市沖美町是長 1437 番地外 (別添 江田島市やすらぎ交流農園配置図参照)

(3) 設置者

江田島市

(4) アクセス

ア 陸路

クリアライン呉 IC から車で約60分

イ 海路

広島港から三高港までフェリーで約40分→三高港から車で約20分

(5) 周辺施設

ア 入鹿海岸

海水浴場（徒歩で約5分）

イ サンビーチおきみ（愛称 Uminos Spa&Rezort）

宿泊施設で大浴場などがあります。（徒歩で約5分）

ウ スーパーマーケット

食品等が購入できます。（車で約12分）

2 施設の紹介

(1) ラウベ

ラウベ（付属宿泊所）は、昭和30年代をイメージした建物です。ラウベ内には釜戸（かまど）や囲炉裏（いろり）があるので、農園で作った作物を釜戸で調理したり、近くの海で釣った魚を囲炉裏の炭火で焼くなど、農村気分が味わえます。

ア 構造

木造平屋建て 28.98㎡×10棟

イ 主な設備

釜戸（かまど）、囲炉裏（いろり）、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、2段ベッド×2、バス、水洗トイレなど（インターネット回線はありません）



(2) 農園

農園は区画を分けて使用していただきます。各農園内には契約者ごとに倉庫があるので農具等を収納できます。また、有料となりますが農機具の貸出しもあります。

ア 専用農園

120㎡以上

イ 場所

ラウベ横の段々畑（第1圃場）又は鹿田公園南側の畑（第2圃場）

ウ 契約者ごとの設備

倉庫、水道

エ 共同設備

東屋、トイレ、洗い場

オ 農機具貸出

耕運機2台（小型1台、中型1台）、動力噴霧器2台（各1回500円、燃料は各自で用意）

※農機具は第2圃場にあるので、利用者様が運ぶ必要があります。



3 募集概要

(1) 募集区画

1区画（ラウベ8）

（別添 江田島市やすらぎ交流農園配置図参照）

(2) 利用期間

令和4年10月1日～令和5年9月30日（1年間）

※1年単位で最長5年間利用することができますが、利用者から継続の希望があった場合でも、市の都合により、契約を終了する場合があります。

(3) 年間使用料

1区画／308,000円（消費税含む）。年間一括払いとなります。

(4) その他費用

各ラウベに係る電気代、上下水道代、ガス代、農機具利用料・燃料費及び共益費としてやすらぎ交流農園に係る電気料等を負担していただきます。また、ご滞在に要する費用や圃場に係る費用等については、全てご契約者様にご負担いただきます。

4 募集条件

江田島市やすらぎ交流農園にご応募いただく方は、次の条件を満たす場合に限りです。

- (1) 農業体験及び農村交流を主たる目的として使用すること。（当施設は、貸別荘としての用途を目的として整備した施設ではありません。）
- (2) 江田島市に住所を有しない方。
- (3) 営利を目的とした栽培や利用をしないこと。
- (4) 農作物の栽培及び施設の良好な維持管理ができること。
- (5) ペット（介助犬等を除く。）を持ち込まないこと。
- (6) 契約及び江田島市やすらぎ交流農園にかかる諸規則等を遵守すること。

5 使用上の注意

(1) ラウベ

ア 寝具・食器は利用者各自が持ち込んでください。なお、利用者は、返却する際には借り入れ時の状態に戻してください。

イ 利用者は、公序良俗に反し他の利用者に迷惑をかけないようにしてください。

ウ 利用者は利用するラウベにいかなる権利も設定してはいけません。

エ 電気製品等の使用に当たっては、使用上の注意事項を十分確認の上、適正な使用に努めてください。利用者の過失により江田島市の施設・器具工作物に損害を与えた場合は、利用者に実費を負担していただきます。また、電球、蛍光灯、電池、給水栓（パッキン）等の消耗品の交換及び網戸等の張り替えや付帯設備等の警備な修繕については利用者の負担となります。

オ 風水害・盗難などにおいて利用者が持ち込んだ物品に対する損害に対して、江田島市は責任を負いません。

カ 土砂災害特別警戒区域に指定されています。

(2) 農場

ア 栽培できるものは、草花もしくは野菜に限ります。

イ 農具（くわ等）は各自が持参してください。

ウ 利用者は、他の利用者に迷惑をかけないよう農作物の栽培・収穫並びに農機具の利用及び清掃は責任を持って行ってください。

エ 利用者は、他人の区画に無断で入ったり、農作物を手で触れたりしてはいけません。

オ 江田島市は、天災、気候、病害虫、盗難等による農作物の損害に対しては、その責任を負いません。園には電気柵を設置していますが、野生鳥獣等が出没し、農園内の農作物が食害に遭うことがあります。

カ 利用者は、農園を返還する際には、借入前の原状に戻していただきます。その際、区画内に農作物が残存していてもその補てんはしません。

キ 利用者は、割り当てている農場周辺の除草及び清掃を行ってください。

(3) 農機具の貸出し

ア 農機具（耕運機2台・動力噴霧器2台）は第2圃場農機具内にあります。1回の貸し出しにつき500円です。燃料は各自で用意してください。

イ 農機具を利用する場合は、沖美市民センター（車で約6分）で利用簿の記入及び農機具庫の鍵を借りて使用してください。

ウ 沖美市民センターの開庁時間は8：30～17：00（土日祝日含む）です。

(4) その他

ア 施設を利用できるのは、契約者とその家族です。

イ 農場を農園以外の目的に使用してはいけません。また、ラウベを住居の用に供してはいけません。

6 契約の解除

利用者が募集条件、使用上の注意及び次の事項に該当したときは、一方的に江田島市は契約を解除することができます。

(1) 利用者が、契約及び江田島市やすらぎ農園にかかる諸規則に違反したとき。

令和4年度募集

(2) 利用者が、農作物の栽培及び管理を、長期（3ヵ月以上）にわたり放置したとき。

(3) 江田島市の指示に従わないとき。

(4) 本施設を第三者に転貸し、または、農園区画に、耕作権・借地権など地上権等の権利を設定したとき。

※上記の理由で契約を解除した場合及び、利用者が自己の都合により契約を解除した場合は、既に納付した使用料は返金しません。

7 申し込み方法

必要事項をご記入いただき、応募期限までに次の書類を提出してください（郵送可）。なお、同一世帯または同一住所で複数お申込みがあった場合でも、1件として取り扱います。

(1) 応募書類

ア 江田島市やすらぎ交流農園利用申込書（別添）

イ 代表者の住民票（直近1ヶ月以内に交付されたもの）

(2) 募集期間

令和4年8月3日（水）～令和4年8月26日（金）17：00（必着）

※募集期間内において応募者多数の場合は、抽選により決定させていただきます。また、定員に達しない場合は、江田島市ホームページにおいて告知し、再度募集します。

(3) 提出方法

応募期間内に持参又は郵送（当日消印有効）にてご提出してください。

※持参の場合は、土日、祝日を除く日の8：30～17：00までとします。

(4) 提出先

〒737-2392

広島県江田島市大柿町大原 505 番地

江田島市産業部交流観光課観光係

8 応募書類の受理及び選考、結果の通知

(1) 書類の受理

応募書類について記載内容に不備のないものに限り受理します。

(2) 抽選

募集期間終了後、応募者多数の場合は、抽選により決定します。

(3) 選考結果

後日、直接郵送にて通知します。